

# かながわの

# 民俗芸能

創刊号

〔題字 神奈川県民俗芸能保存協会名誉会長 津田県知事〕



## 目次

会長あいさつ.....	会長 李家 孝(2)
発刊によせて	
時宜をえた協会設立.....	神奈川県知事 津田文吾(2)
民俗芸能の保護を 二人三脚で.....	神奈川県教育 委員会教育長 曾山 暁(3)
民俗芸能の保 護と問題点.....	永田 衡吉(4)
つれづれなるままに.....	
民俗芸能の護持.....	祝 宮 静(6)
私の調査ノート(1)	
座間町の人形芝居.....	飯島 忠雄(6)

つれづれなるままに.....	
近世農民と民俗芸能.....	座間美都治(8)
県内民俗行事一覧(1月~6月).....	(9)
民俗芸能豆辞典(1).....	川口 謙二(10)
団体会員紹介(1).....	(11)
会員のこえ.....	(12)
ニュース・伝言板.....	(12)
入会のご案内.....	(12)
編集後記.....	(12)

神奈川県民俗芸能保存協会

# 会長あいさつ

神奈川県民俗芸能  
保存協会 会長

李家 孝

「神奈川県民俗芸能保存協会」は、現在理事になっておられる発起人の方々のご尽力と、県内各民俗芸能保存会、市町村の文化財保護委員、その他関係各位の絶大なご支援のもとに、本年七月十四日に誕生したわけでありましたが、このたびその会報といたしまして「かながわの民俗芸能」を創刊いたしました。これもひとえに皆様方のお力添えによるものと厚くお礼申し上げます。

皆様すでにご承知のように、本県は、日本の歴史の中においていつの時代にも重要な役割りを果たしてまいりました。

いうまでもなく鎌倉時代には、日本の政治文化のかなめとなり、戦国時代には、関東の雄北条早雲が小田原に城を構え、明治になっては、横浜の開港に伴い、わが国の文明開化の先駆地となり、また、現代におい

ては、日本を代表する主要工業地帯の一角を占めております。このように、歴史的に由緒のある神奈川県内には、数多くの民俗芸能がうけつがれてきております。確かに民俗芸能の宝庫といわれる東北地方には、多数の民俗芸能が残っております。しかし神奈川県内にもその数およそ四百にも及ぶ民俗芸能が現存しています。この数字は、現在の神奈川県の実状を考えた場合、驚異ともいえるのではないでしょうか。

これら民俗芸能が各保存会の方々や関係者のご努力により今日まで継ぎされてきたことは、まことに貴重なことだと思っております。ところが、現在、民俗芸能は、非常に大きな問題をかかえています。それは、民俗芸能の衰退ということ

です。考え直すことも、非常に価値のあることと思っております。どうか、この協会の設立を契機として、今後、会員各位のご努力により、

「かながわの民俗芸能」の創刊にあたり、一言お祝いのことばを申し上げます。

ご承知のように、本県では、宅地造成、工場建設、道路網整備等の開発工事が急速に行なわれており、産業の発展はまことに目覚ましいものがあります。しかし、そのため人口の流入が激しく、山は削られ、緑も日々に失なわれていく、いわゆる都市化の波に県内の地図は大きくゆりかえられようとしています。

それに伴って、私たちの職場や家庭についてみましても機械化・合理化が日進月歩の状態に進んでおり、このような社会構造・生活様式の変化から、民俗芸能が衰亡する恐れがあることは、非常に憂慮されていた

本県は、東京の隣接県として、全国でも一、二といわれるほど都市化が進んでいます。その波は、ともすると美しい自然や文化財あるいは古来の風俗など、いわゆる「古きよきもの」を洗い流しつつ、社会生活の基盤を揺るがしています。

これら社会生活の急激な変動と精神生活の内的変化は、私たち祖先の素朴な信仰と生活から生まれ、長い間、厳しい風雪に耐えうけつがれてきた貴重な文化遺産である民俗芸能の礎を、根こそぎ掘りおこしその存続を危うくしております。

発刊によせて

## 時宜をえた協会設立

神奈川県知事 津田文吾

「かながわの民俗芸能」の創刊にあたり、一言お祝いのことばを申し上げます。

ご承知のように民俗芸能は、長い歳月を経ながら、私たちの祖先の手によってはぐくみ育てられてきたものであり、急テンポで進展し続ける現代文明の中に生きる私たち県民に

に適用したものであると思われま

## 民俗芸能の保護を二人三脚で

神奈川県教育  
委員会 委員長

曾山 皓

「かながわの民俗芸能」の創刊にあたり、一言お祝いのことばを申し上げます。

今後、会員各位のご尽力により、本協会及びこの会報のより一層の発展をお祈りいたしましてお祝いのことばといたします。

破壊された自然を、再び復活することは、月に人類が歩むほどに進んだ科学の力をもってしても不可能であります。

同じ様に、長い歴史をかけて神奈川の風土に育った民俗芸能を、一度断絶してしまえば、記録できない微妙なものまで再生して、その本質にいたることは到底不可能であります。新しいものの撰取に勇敢であることが大切であると同様に、古いもののよさを検討して維持保存することも、勇敢にかつ真剣に取り組みなくてはならないと考えます。

この意味において、本年七月に「神奈川県民俗芸能保存協会」が設立されましたことは、まことに時宜



# 民俗芸能の保護と問題点

永田 衡吉

端的に言えることは、人を対象とする文化財保存のむづかしさである。今日の人は昨日の人ではない。民俗芸能を抱きかかえてきた昨日の社会は、もうそこには存在しない。その人と社会に向って、この芸能が祈子・豊穰・除厄の悲願であり、家族長男制の堅持と部落防衛の重責を負わせていた、と言うならば、啞然たる現代人の眼光がハネ返ってくるにちがいない。が、この認識を基底としないで、民俗芸能の理解は不可能であり、その存在理由の緊要性を主張することは、なおさら出来ない。

誰れか、彼の花を貴しとし、此の花を卑しとするか。半世紀前、この烈しい気魄に燃えてわが友わが師たちは、鮮やかな民俗芸能の花びらに、能・歌舞伎・文楽などとはまったく異質の美を検出した。

健康・清浄・素朴・無作為・生きる逞しさ・太陽と月のしづく・育つ喜びなど、これまでの美学の見落とし属性であった。しかして、その美の中に日本人の誇るべき民族性のいくつかを発見したことは、一層、大きな収穫であった。しかも、その芸能は、北方アイヌから南の沖縄まで全土を掩う盛観さであった。その数は、二万とも三万ともいわれるが、数え方によっては倍加も予想されるであろう。

昭和二十五年、はからずも一つの転機が訪れた。法隆寺壁画の焼失により、議員立法として成立した文化財保護法が、民俗芸能をその対象の一つとして取り上げたのである。それは「記録作成等の措置を講ずべき云々」の但し書き付きで、民俗芸能そのもののズバリを保護対象としたものでなく、靴の上から搔くような扱い方であった。その後、十年にして法文は改正され、明治以来の美術・建築・天然記念物などに伍して今日に至っている。が、保護法の公布以来、本年は満二十年。しかし、国指定の民俗芸能はまだ一件もない。近く一〇〇件の指定を行なうといううわさは聞いている。

民俗芸能に作者はない。按舞者・作曲者もない。あれば、松風と川音と労働のポーズとリズムだと言いたい。まさしく野生の花である。保育ルームで人工温度と肥料を与えられ、鉢で切られ、応接間に果てる売花で

一方、国の勸奨を受けた都道府県では、保護条例の制定を實踐し、指定に乗りだした。現在、三つの府県だけが条例を欠いているそうだが、まず全国に布衛したとみてよく、これに準じて市町村も条例を作り、保護に努めているのが現状である。

これを通覧して文字通り、津々浦々に百花斎放の現実が接し、ことに涙ぐましいおもいであったが、同時に、地方界における並々ならぬ保存意欲を感じ取ることができた。

民俗資料には、今なお「記録作成等の措置云々」という、かつて民俗芸能に冠せられていた但し書きが固着しているが、その不当は当然のこととされた。しかし、祭祀を無形民俗資料として分類することは、激しい非難の的となった。

## 四

ここで問題となるのは国の空白である。が、それはむしろ当然と思われる。人を対象とする無形の文化財を保存することは、しかく安易には実行できない筈である。また、退転甚だしいとはいえず、なお親子三代かかっても見きれないほど繞多の数である。

燎乱の野の花畑に立つて思うことは、指定の問題である。そもそも民俗芸能のごとき、無名の庶民によって生み・育て・守られてきた野生芸能に国・県・市町村というごとき、政治階層による差別をつけることの妥当性、ないし必要性はどこにあるのか。それは、現代社会のエリート意識の反映にすぎないのではないかという疑問がわく。

某々県では、これを無形文化財として指定している。事実、豪華宇内第一の京洛祇園会を、生活文化財の膳・行灯とともに民俗資料と呼ぶことはおかしい。

が、現実には県市町の保護はほとんど進んでいない。県によっては、その指定数が飽和状態に達しているといっている。最近、出版された専門書の中に、全国の都道府県の実態にあたっての学識経験者から各々五種類の民俗芸能の提示を求めて、附属リストとしているものがあつた。こ

民俗芸能は、地方の芸能であつて衰えたりとはいえず、今なお、素朴な信仰と郷土愛によって支えられている。その種類も、その数も繞多。そこに格差感覚を持ち込むことは、果して有益だろうか。富士山の美しさは、裾野の美しさにつながることを知りたい。

本年九月初旬、文化庁主催の文化財会議は、文化財保護法改正を要望事項の一つとして採択した。

た神官や僧侶が、その宗教の最高儀式として執行するものである。宗教文化財なのである。

こういふ観念論を差し置いて、行政面から見ても大きな危惧が指摘できる。それは、国指定の天然記念物によってしばしば実証された事実でもある。なるほど、県市町にその管

無形文化財に関する論議の焦点は、無形民俗資料との関連性、ないし紛交性の指摘であつた。この無形

のあいだには、幾多の問題が累積している。これは、議員立法という緊急措置から生じた検討不足と、憲法の信仰条項がもたらした異和と蹉跎であつて、この際、抜本的改訂が要望される所以である。

財政面から見ても大きな危惧が指摘できる。それは、国指定の天然記念物によってしばしば実証された事実でもある。なるほど、県市町にその管

財政面から見ても大きな危惧が指摘できる。それは、国指定の天然記念物によってしばしば実証された事実でもある。なるほど、県市町にその管

財政面から見ても大きな危惧が指摘できる。それは、国指定の天然記念物によってしばしば実証された事実でもある。なるほど、県市町にその管



つれづれなまじり

# 民俗芸能の護持

## 祝宮静

ある民俗芸能保存会の幹部が、あるとき私に向ってなにか抗議するよりに言ったことがある。

「先生方は、古い形を残せ、古い形を残せとおっしゃるが、こういうものは、時勢とともに移りかわってきたものでしょう。それがなかったら進歩とか発展とかもないではありませんか。」

これには一理あるといわなければならぬ。時勢というのは、その時代その時代の社会的な風潮であって、個人的な傾向とか趣味とかに律せられるものではなく、いわば社会全体の承認を経たものなのである。

このような時勢とともに民俗芸能が移りかわってきたことは、紛れもない事実であり、そして、それは社会全体の共有文化財となり切った。これを個人が意識的に改変したりすることのできるものではなく、無意味するとともに、いわゆる伝統の

保持が強く要求されるゆえんである。つまり、なるべく「古い形」を残さなければならぬということになるのである。「時勢と移りかわる」ことを阻止するわけにも行かないが、さりとて、わざわざ新しい要素を意図的に付加したりするような必要は毛頭ない。というよりも、なるべく改変しないように努力すべきである。ことに信仰上の約束を破るよ

### 私の調査ノート(一)

#### 座間町の人形芝居

#### 飯島忠雄

昭和四十三年十月のある日、私は座間町入谷の円教寺の境内で江戸初期の墓碑を探していたところ、巾三センチ、上部が三角形にそげた長さ一メートル位の根府川石の墓碑が横たわっているのを発見した。墓碑の表には、亀甲に筋彫した三つ柏に似た紋の下に「吉田三十郎墓」その右側に「明治三十七年十月十六日」裏側には、「施主豊松清二郎・四之



吉田三十郎墓(円教寺)

り、その遺品が関東大震災まであった事を知り、また河原宿の鈴木英夫氏宅に娘の頭が保存されていることや、儀八という人が人形を造ったという事も明らかになった。その他、中河原の沢田和孝氏の父安五郎さん宅には、師匠が宿泊して人形を教えたこと、郵便局長瀬戸俊孝氏の曾祖父喜三郎さんや、座間町の初代及び二代の村長であった片野要助さんも人形を造ったことが判明した。その上、二つの実見談も聞くことができた。その一つ、沢田ふく(七十八才)さんによると、「中村北三郎の家で二幕ものを見て、その一幕に女が二人出て泣いたりしているのを見た。三味線は、豚を飼育していた小泉さんだと思う。」これは、沢田さんが十三才から十五才位の時であったという。もう一つ、山田和夫氏の母堂(八十三才)は、「先代

萩の床下の芝居に、要助じいさんが仁木の人形を造っていたのを見た。」という。山田さんの年令から逆算すると明治四十一年頃のことである。これらの事実は、私の調査に勇気を与えてくれた。

そこで次にこれらの話しを根拠づけるため、義太夫と三味線弾きのことを調査した。

座間神社の宮司山本良雄氏の父良助さんの家は、江戸時代から世襲で数代座間郷七ヶ村(座間宿、入谷、四つ谷、栗原、新田宿、新戸、磯部の各村)の露天商組合の取締役をしていたが、その組合の名を「座間連」といった。

当時露天商というのは、柄が悪く、世間からけむたがられていたため、少しでも気受けをよくしようと山本家代々の人は義太夫を習い、組合員

の情操教育と趣味を兼ねて組合員に義太夫を教えた。と同時に、近所の人達にも教えていたので、人々に師匠といわれるようになった。この義太夫の師匠も世襲となって良助さんで三代目であるが、座間町に人形芝居が芽生える基礎は、ここにあった

のである。一方三味線弾きについては、良助さんのすぐ近くに小泉庄助さんという上手な人がいたのでその人が中心になった。

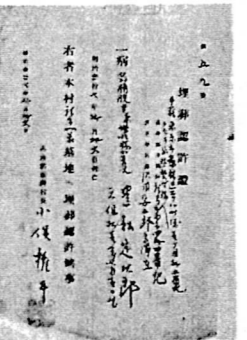
以上のように、人形芝居の太夫も三味線も地元ので十分まにあったわけである。

人形芝居の師匠吉田三十郎と座間町との結びつきは、次のようである。平塚市四之宮と座間町とは、瀬戸喜三郎さんの子息吉五郎さんの妻ヨシさんの姉キンさんが、綾瀬町深谷の高島家から、四之宮の眼科医猪俣家に嫁いだことにより両地の人的つながりが出来た。その関係から四之宮人形芝居を座間に呼んだりしていた。そのうち実際に人形を習うようになったのである。

「座間連」の人達は、四之宮の人形師匠吉田三十郎を招いて、その宿泊所を前述のように中宿の沢田安五郎さん宅にして、人形のけいこに励んだ。吉田三十郎師匠は、四之宮人形の師匠吉田朝右衛門が病没したのち、朝右衛門の後継者として招かれたもので、大阪の人形遣いであ



過去帳(円教寺蔵)



埋葬認許証(円教寺蔵)

とが明記されていた。これで、偶然に私が発見した吉田三十郎の墓と円教寺との関連が明確になったわけである。この新事実私に私の心は踊った。

〔座間連〕の人形芝居は、明治四十四年頃まで存続したと思われるが、その二十余年間に、沢田安五郎さんは、人形芝居維持のためにほとんど財産を費やしてしまい、瀬戸喜三郎、片野要助、片野文四郎さんらも多くの私財を投じてその保存を図ったが、有力者の死亡後は、人形芝居に強い愛着があっても経費の点で維持困難となったのであろうと推察される。

現在までに人形芝居をやった人達の中で名前が判名しているのは次の九名である。



人形の頭(鈴木英夫氏蔵)

って極端な農民土着の策が執られ、衣食住あらゆる面にわたって生活干渉は行なわれた。水野忠邦の天保改革の江川代官の蝕書には「近來百姓奢侈に趣き、身分不相応の華麗風流を好み、結構の住居を造り、無益の諸道具を集め、右に準じ小前々々までうまさものを食べ、よき衣服を着し、男女とも髪飾等に心を用い、近在は江戸の風儀を見習い」自然働くのが嫌いになって怠惰になり「古へは百姓布木綿のほか着ず、藁をもつて髪を結び候程」の質素さであったから生活が安穩であったと、江戸近郊のこの地域へ昔ながらの原始生活を強要している。

以上のような状態であったから、歌舞音曲などの健全な民衆娯楽によって、農民の暗い生活にうるおいを与え、生きる喜びを感得させることなどは、全く夢想さえできないことであった。何しろ相模名物の大風さえも禁じられていたのである。しかし民衆の芸術的欲求というものはない、なかなか抑え切れないものであったらしい。家蔵の少ない文書だけに、とても歌舞伎手踊り禁止の蝕書は、

瀬戸喜三郎、片野要助、片野文四郎、山本良助、沢田安五郎、鈴木儀八、小泉庄助、吉川多七、菊田座の役者中村北三郎

また人形の遺品は前記、鈴木英夫氏所蔵の娘の頭だけしかないが、中宿の片野徳治氏と郵便局長瀬戸俊孝氏の蔵に保管されているのではないかとと思われるので、調査したいと考えている。

## 近世農民と民俗芸能

### 座間美都治

家蔵の文書中に、天保四年四月、高座、愛甲四九か村の親村十数ヶ村名主村役人連署で、関東御取締湯原秀助に提出した詫び証文がある。内容は「同年正月愛甲郡田代村の祭礼で、昨秋の豊作を祝うため、十二座神楽奉行予定のところ、それにとりまぎれて村の若者たちが、芝居興行の意向があるといううわさが聞えたので、前年改革のご趣旨により嚴重

にさし止めておいた。ところが、同夜 deeper 村内の佐助という者が、同人せがれを中心とする子供らに『にわか』と称する手踊りをさせたことが分かったので、親たちを呼びよせ、きびしく注意をして謹慎させた。なお同郡愛甲、恩名、小野三ヶ村と高座郡下溝村などでは、祭礼、日待などの際に『神酒頂戴』といって、酒興の上、子供たちに流行歌など歌い踊らせる習慣があるので、これまた嚴

重に取り締まっている。右のような次第で、ご禁制の芝居興行手踊りなどでは決してないので、お慈悲によりご吟味お取り下げを願いたい」というのである。

以上で不十分な点多々あると思いますが、私の報告を終ります。調査の際いろいろご協力くださった方々に心からの感謝の意を表します。

なお、参考文献として「神奈川県民俗芸能誌・下巻」(永田衡吉著・神奈川県教育委員会発行)を利用しました。(座間町文化財保護委員)

いうまでもなく、近世日本の封建制は、土地に農民をしばりつけておくことに立脚しており、支配階級の唯一の収入源は年貢であった。このために勘定奉行神尾若狭守春央などは「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど絞れるものなり」などと苛酷な言葉を用いて放っている。百姓たちは、一年三百六十五日のうちほとんど数えるほどしか休日には許されず、朝は未明より夜は暗い行灯や焚火の火影で、深更まで苛烈な労働に従事し、家康の重臣本多正信の言葉のように「一年の入用作食をつもらせて、其の余りを年貢にとるべし、百姓は財の余らぬように不足なきように治ること道なり」として、農民の手元には、食扶持だけを残して余分を残すことは認められず、「死なぬよう生きぬよう」というぎりぎりの限界における年貢完納により、武士階級を養っていかねばならなかった。従

### 県内民俗行事一覧

(二月、六月)

- 1月2日 寒川神社の追儺祭
- 寒川町宮山 75〇〇〇四
- 2日、2月中 藤沢大神楽
- 厚木市内 21一五三一
- 5日 鎌倉八幡宮の弓始神事
- 鎌倉市雪ノ下 22〇三一五
- 6日 八幡神社の的祭
- 相模原市田名 52四一四一
- 6日 八雲神社の湯花神楽
- 鎌倉市大町 22三二四七
- 7日 三戸のおみしめさま
- 三浦市三戸 81二二四一
- 7日 長尾神社の歩射
- 川崎市長尾 91五六三九
- 7日 日枝神社の歩射
- 川崎市上丸子 42三二七一
- 7日 白髭神社の歩射
- 橘町小船 47二〇九三
- 7日 阿夫利神社の引目神事
- 7日 阿夫利神社の筒粥神事
- 伊勢原町大山 99二〇〇六
- 8日 寒川神社の武佐弓祭
- 9日 子之神社の歩射
- 川崎市菅 91三八二五
- 11日 五所神社の湯花神楽
- 鎌倉市材木座 22三三四七

民俗芸能豆辞典 (一)

川口 謙二

民俗芸能には、種々の歴史的要素と風土的伝統があります。これからそれらについて一つ一つ簡単な解説をこころみたいと思います。

1 獅子頭

獅子舞は、獅子頭あつての獅子舞で大きく分けると、伎楽系(二人立ち)と風流系(一人立ち)となる。概ね伎楽系は、一頭または阿伝(雌雄)二頭。風流系は、父子母(雌雄二)三頭となっている。また伎楽系を二つに分けて行道即ち祭例の時先導し、十数人から五、六十人が入って二頭が練り歩く獅子と、代神楽系などの一頭に二人入るものなどがある。伎楽系の獅子頭の方が大きい。

さて、県下の代表的なもの七ヶ所を紹介しましょう。  
(1)中郡伊勢原町、日向薬師宝城坊の獅子頭は、県下最古のもの。行道の獅子でアゴに植毛のあとがあり、室町初期以前の作と思われる。二頭朽ち獅子頭

の頭は、県指定民俗資料である。

(2)横浜市港北区鳥山町(代表者・矢沢光蔵氏)にある行道の雌雄の獅子頭は、保存もよく立派な出来である。かつては、一頭に十数人が入って練り歩いた。



宝城坊の獅子頭 (鳥山町所有)

(3)横浜市金沢区金沢八景・瀬戸神社の獅子頭は、「新編武蔵風土記稿久良岐郡瀬戸神社」の項に「宝物獅子頭一箇、頼朝当社創立の時寄納ありしものと云。所損失して最古色に見ゆ」とあり、下アゴ部の欠落の図も掲載されている。現在では、さらに朽ち獅子頭



「新編武蔵風土記稿」第4巻(雄山閣)より転写

団体会員紹介 (一)

- 1箱根仙石原神楽保存会
- 2箱根町宮城野湯立獅子舞保存会
- 両保存会の演ずる獅子舞の名称はともに「湯立獅子舞」とい、獅子が仙石原は牡ジシ、宮城野は牝ジシの違いがあるだけで、その伝統は全く同じものであり、資料として文化十三年(一八一六年)の「字引」と称する舞の型が残っている。その頃、同時かあるいは一、二年前後に両地に定着したものと思われる。
- 獅子舞系統としては、伊勢代神楽系のものにすぎないが、湯立を中心とする神事性は、おそらく全国に多くその比を見ない特徴を示して「獅子」が人に代って神楽を奏する」という代神楽の精神と舞態をよくあらわし、神楽と獅子舞研究に重要な資料を提供するものといえる。

は、古代芸能と元服制度の関連を示し、ひいて地元民の精神生活に大きな影響を与えている事実は、社会学の一つのデータともなりうる。

保存会の活動は、ともに国際観光地箱根を背景に非常に活発で、時には外人観光客を相手に日本の民俗芸能として、獅子舞を演ずることもある。練習も「湯立獅子舞」の性質上青年を中心に定期的に開催して、日頃から技の訓練に励んでいる。

会員数等については、次表のとおりです。

なお、両保存会ともに、その舞は昭和二十九年十二月三日付で県無形文化財として指定されている。

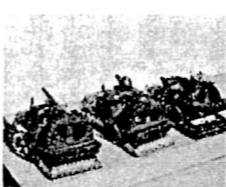
(6)相模原市下九沢・大島両地区の

と判然し難い程である。やはり行道の獅子に用いたものである。

(4)足柄下郡箱根町仙石原・宮城野両地区の代神楽の獅子頭は、行道のものよりやや小型であるが、なかなかよい形をしている。特に古い方のものは良い。この頭で舞う獅子舞は湯立ちを行なう全国的に珍しいもので舞は、県指定無形文化財。



宮城野の獅子頭

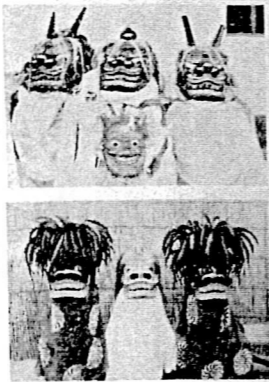


鳥屋の獅子頭

- 1月14日 大磯の道祖神祭
- 大磯町大磯海岸 (6)二二二六
- 14日 熊野神社の筒粥神事
- 横浜市港北区師岡(3)一五〇
- 14日 神明社の歩射
- 川崎市高石 (9)三八二五
- 15日 川勾神社の筒粥神事
- 二宮町山西 (7)〇七〇九
- 15日 チャッキラコ
- 三浦市三崎 (8)二一四一
- 25日 天満宮の湯花神楽
- 鎌倉市上町屋 (2)三二五一
- 28日 熊野神社の湯花神楽
- 鎌倉市手広
- 28日 満福寺の火伏呪法
- 小田原市中里 (7)六六一〇
- 2月15日 百万遍念仏付獅子舞
- 山北町世附 三保局(二七)
- 17日 寒川神社の田打舞
- 3月初卯日 白幡八幡神社の初卯祭
- 川崎市平
- 7日 白岩神社の歩射
- 大磯町西小磯 (6)一一四六
- 中旬 稲荷神社の湯花神楽
- 鎌倉市台 (4)一八五二
- 27日 湯立獅子舞(諏訪神社)
- 箱根町仙石原 (4)八四〇四
- 4月中旬土・日 根府川の鹿島踊り
- 小田原市根府川 (4)〇〇〇六
- 4月19日 鍛冶屋の鹿島踊り
- 湯河原町鍛冶屋 三一四一
- 20日 八幡神社の驚祭
- 中井町遠藤 中井局(二)
- 21日 比々多祭
- 伊勢原町三ノ宮 (5)三三三七
- 5月4日 大風あげ
- 座間町新田宿 (5)〇三〇四
- 5日 湯立獅子舞(金時神社)
- 箱根町仙石原 (4)八四〇四
- 5日 国府祭 (7)一七一六
- 大磯町国府・神揃山・大矢場
- 5日 大風あげ
- 相模原市新磯 (2)四一四一
- 14日 米神の鹿島踊り
- 小田原市米神 (2)六七八五
- 15日 八幡神社の湯立神事
- 横浜市鶴見区北寺尾町(2)二八六八
- 28日 曾我の傘焼き
- 小田原市曾我谷津(2)〇一四〇
- 6月6日 蛇も蚊も
- 横浜市鶴見区生麦(5)五五二五

▽表紙写真(鹿島踊り古図)解説

下九沢の獅子頭



小向の獅子頭

は、角兵衛流の一人立ち三頭獅子舞で、舞は県指定無形文化財。頭も古風、優雅なものである。

(7)川崎市小向の一人立ち三頭獅子舞の頭は、戦災で焼失したものを古老達が記憶をたどって模刻したもののだが、立派に古型を残していて妙。

鹿島踊りは、小田原から伊豆の北川までの海岸筋21の神社だけに残る珍しい神事舞踊で、多くは扇と幣束を持って白衣、エボシの白丁姿で踊る。その舞姿を描いた古図は「熱海日記」にあるが、その原因と思われるのが、新たに発見されたこの図で、現在では最古のものと考えられる。小田原市城山・春日俊雄氏蔵。(参照「神奈川県民俗芸能誌」第五編)

また同時に、その舞人が同地の成年に達した長男に限られ、しかもきびしい精進潔斎を早川の清流に行じって太古さながらの湯立を行なうこと

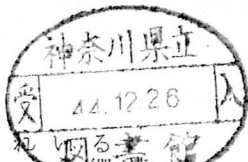


(宮城野の湯立獅子舞)

地区	会員数	例祭日	神社名	代表者住所	氏名
仙石原	一八名	三月二七日	諏訪神社	箱根町仙石原八一七	内田 徳作
宮城野	五七名	五月五日	金時神社	箱根町宮城野一六四	松本兼太郎
		七月一日	諏訪神社		

◎…現地に行く際は、事前に実施するかどうか確認して下さい。(電話は、所在地の下の数字です。)

◎…7月から12月までの民俗行事は、次号に掲載します。



津久井町 天野 益  
 津久井町 天野 益  
 津久井町 天野 益

には毎年欠かさず参拝する私は、舞  
 終って全身汗びっしょり、そして若  
 竹のように紅潮して獅子頭を脱ぎ抱  
 太鼓をはずす三君を見ると感無量と  
 なってしまいます。三君の内、小島  
 君にその感想を聞きました。「村を

私の地元にある  
 鳥屋の獅子舞とて  
 例外ではありません  
 ん。が、ここでは  
 昨43年5月、鳥屋  
 中学の三年生だっ  
 た馬石部落の小島  
 信彦君、中開戸下  
 部落の河内邦久君と小谷正君が快よ  
 く何十代目かの舞手を引受けてくれ  
 ました。三君は今春鳥屋中学を揃っ  
 て卒業し小島君は津久井高校へ、小  
 谷君と河内君は中央農林高校へそれ  
 ぞれ進学して学業に励んでいます。  
 舞楽の奉納される例祭(8月22日)



あげて一生懸命支援し  
 てくれるので張合いも  
 あり、むしろ面白くつ  
 とめている」との事。  
 だが重い獅子頭をかぶ  
 り太鼓を抱えての舞楽  
 は、なかなかの骨折り  
 で、天を仰ぎ天に伏す  
 最高潮のときなど腰が重くてたまら  
 ないということでした。しかし、鳥屋  
 の獅子舞にはまだまだ当分奉仕でき  
 ますと力強く答えてくれるのです。  
 県下の郷土芸能もこうした若い人  
 達によって次の世代に継承されてい  
 く事を切に願いたいと思います。

入会のご案内

民俗芸能の保護育成を望む声は、  
 近年次第に高まっておりますが本協  
 会は、有志の方々のご要望とご尽力  
 により本年7月に誕生しました。今  
 後多くの方々の入会をお待ちしてお  
 ります。なお協会の事業としては、

民俗芸能の調査研究、後継者の育成  
 指導、芸能と映画の鑑賞会の開催、  
 会報の発行等を予定しております。  
 入会ご希望の方は、氏名、住所、職  
 業、電話番号を明記の上、会費(年  
 額一口個人五百円、団休千円)を添  
 えて協会事務局までご送付下さい。

ニュース・伝言板

去る10月29日本協会は、県教  
 育委員会、相模原市教育委員会との  
 共催で、第六回神奈川県民俗芸能大  
 会を相模原市民会館において盛況裡  
 に開催した。地元民俗芸能を中心に  
 出演団体15、4時間余にわたって観  
 客の盛大な声援を受けながら熱演が  
 くりひろげられた。

前記大会で「土窯つき唄」を  
 好評のうちに好演した相模原市内大  
 沼養寿会は、その民謡の保存をはか  
 るため「土窯つき唄保存会」を結成  
 し後継者を育成することになった。

県教育委員会では、県指定無  
 形文化財の記録映画を作成している  
 が「相模人形芝居」(白黒・35分)  
 「箱根の湯立獅子舞」(カラー・25  
 分)に続いて本年度は、「大山阿夫  
 利神社の倭舞・巫子舞引目神事」  
 (カラー・30分)を撮影した。御利

用の際は、県立図書館視聴覚課(電  
 話08六三三〇九)えどうぞ。  
 45年1月から3月までの協  
 会の事業計画。詳細は後日連絡します。  
 芸能鑑賞会 於・国立劇場  
 3月 「仙石原湯立獅子舞」見学会

編集後記

☆：会報「かながわの民俗芸能」  
 を創刊するにあたり、津田県知事及  
 び曾山県教育長から祝辞をいただき  
 ました。この欄をかりて厚くお礼申  
 しあげます。

☆：本協会の副会長であります永  
 田衛吉氏には、今回は、県文化財専  
 門委員の立場から民俗芸能の問題点  
 についてご執筆いただきました。

☆：私の調査ノートは、本号では  
 飯島忠雄氏の「座間町の人形芝居」  
 という新事実を素材にしたものです  
 が、これからも皆さんの研究成果を  
 どしどしお寄せ下さい。

☆：この会報は、年二回の発行予  
 定ですが、会員諸氏のご協力をお願  
 いします。  
 ☆：題字は、津田県知事の揮毫を  
 いただきました。

「かながわの民俗芸能」創刊号  
 昭和44年12月10日発行  
 横浜市中央区日本大通り一  
 神奈川県教育庁文化財保護  
 課内  
 編集 神奈川県民俗芸能保存協会  
 事務局 電話四九二一  
 発行 神奈川県民俗芸能保存協会  
 印刷 株式会社 中島印刷所  
 電話〇〇六四一六